

新潟市の行政区の名称

答 申 書

平成 1 8 年 3 月 2 8 日

新潟市行政区画審議会

はじめに

新潟市行政区画審議会（以下、「審議会」という）は、平成17年10月5日に「行政区の名称」について、新潟市長から諮問を受けました。

審議会では、合計8回の会議を開催しました。また、審議会の中に、円滑な運営を図るため検討委員会を設置して5回の会議を行いました。

また、審議会では、市民をはじめとして広く区名案を募集し、その案を数点の候補に絞り込み、さらに市民に区名意向調査を行うなど、市民意見の把握にも努めたところです。

審議会では、このような意見を踏まえて審議を重ね、本市の各行政区の名称に関する本審議会としての結論を得たものです。

1 行政区の名称

各行政区の名称は、下記のとおりとすることが適当です。

1	区	北	区	（きた区）
2	区	東	区	（ひがし区）
3	区	中 央	区	（ちゅうおう区）
4	区	江 南	区	（こうなん区）
5	区	秋 葉	区	（あきは区）
6	区	南	区	（みなみ区）
7	区	西	区	（にし区）
8	区	西 蒲	区	（にしかん区）

2 区名決定にあたって

区名の決定は、下記の「区名についての基本的な考え方」に沿って行いました。

区名についての基本的な考え方

政令指定都市としての新しいまちづくりにふさわしく、区の一体感の醸成が図られるものとします。

区名は、住所の一部となり、住民の日常生活に密接に関わりを持つものであるため、親しみやすく、愛着の持てるものとします。

各区の名称は、全市的観点から整合性を考慮したものとします。

3 検討の経緯

(1) 諮問

政令指定都市移行後の「行政区の名称」について、平成17年2月市議会で議決の「新潟市行政区画審議会設置条例」に基づき設置された当審議会は、昨年10月5日に市長から区名の諮問を受け、審議を行ってまいりました。

(2) 区名案の募集

審議会では、親しみやすく、愛着の持てる区名をつけようと考え、上記の「区名についての基本的な考え方」や、「各区の候補を数点選出し、あらためて区名意向調査を実施する」、「応募数の多寡は審議の参考となりますが、必ずしも多いものが採用されるわけではありません」という考え方を明記し、平成17年10月31日から11月21日までの3週間にわたり、広く区名案を募集しました。その結果、約15,000通の区名案やご意見をいただくことができました。

(3) 区名候補の選定

新潟市は、政令指定都市誕生に向けて14市町村と合併を行い、8つの行政区を設置することとしていますが、その内5つの区は複数の旧市町村で構成することとなります。この場合、今回の合併における、ある旧市町村名を区名とすると、他の旧市町村名は区名とならなくなるなどから、旧市町村名を区名候補にすることについて、多くのご意見やご要望が寄せられました。

この課題については、審議を重ねる中で、できるだけ地域の声を把握する必要があると判断し、関係する地域審議会やコミュニティ協議会等にご意見をお聞きしました。

旧市町村名はふさわしくないとする意見、旧市町村名は愛着があるが区全体のことも考慮する必要があるとする意見、区名案募集結果を尊重し旧市町村名を区名候補とすべきであるという意見など、いろいろな意見をいただきました。

審議会では、「区名についての基本的な考え方」を基に、慎重な審議を重ねた結果、区名候補の選定にあたっては、14市町村の合併という大きな変化の中で、各区の応募数や実情に配慮しつつもそれらを超克し、新市全体としての観点から対応する必要があると判断し、旧市町村名は区名候補としないこととしました。

また、区名としての「東」「西」「中央」については様々な捉え方がありますが、広い地域で慣れ親しまれ愛着のある名称であることなどから、区名候補にしました。

さらに、全市的な意向を把握するために、居住区のみのお応募でも複数区のお応募でもできることとし、さらにどの区名候補が選ばれてもよいように、複数区に同じ区名があることは避け、ある程度選びやすく、また選択肢が確保できるよう、各区5案の区名候補を選定しました。

(4) 区名意向調査

審議会では、区名が市民共有のものであるとの考えから市内在住者を対象とし、「原則として、区名意向調査で各区において最も応募の多かった候補を各区の区名としますが、全市的な整合性を考慮して、最終的に審議会で選定して答申します」との考え方をお示しし、2月24日から3月9日までの2週間にわたり、市民の皆様の意向を調査しました。

5区を除く各区については、全市で最も多かった区名候補と居住区の最も多かった区名候補が同一でした。5区については全市で最も多かった意見と居住区で最も多かった意見が異なっていたことから、その取り扱いについて慎重に審議することとしました。

居住区の意向を尊重したほうが良いという意見、各区で最も応募の多かった候補を区名とするという意向調査の考え方からすれば、全市的な観点から判断すべきではないかという意見等が出され、慎重な審議の結果、区名選定は、全市的な観点から決められるべきとの原則に異論はなく、審議会として各区で最も応募の多かった候補を答申する区名として決定したところです。

4 附帯意見

- (1) 当審議会は区名選定において、住民の意向を伺いながら丁寧な審議に努め、最終的には全市的な観点から答申を行ったところです。今後市としても、この答申の内容について地域住民の方々に丁寧に説明し、理解を得る取り組みを要望します。
- (2) 地名は、地域において様々な愛着を持っている人が多く、これまでの歴史や地域の文化とも深く関係することから、地域の意見・要望によっては区名に続き表示される町字名に、旧市町村名等をつけることについて対処をお願いします。